

## 埼玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、地域における野良猫対策としての「飼い主のいない猫への不妊・去勢手術」実施の取組を促進するため、飼い主のいない猫への不妊・去勢手術に要する経費を補助する市町村に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 飼い主のいない猫 地域に生息し、所有者がいないことが明らかである猫をいう。

(2) 不妊手術 卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術(再手術等を防止するための耳先カット手術を含む。)をいう。

(3) 去勢手術 精巣を摘出して生殖を不能にする手術(再手術等を防止するための耳先カット手術を含む。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市町村内で生息する飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を施す当該市町村に住所を有する個人に対し、当該手術に要した経費を補助する市町村(地域保健法(昭和22年法律第101号)に基づく保健所設置市を除く。以下「補助事業者」という。)とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費は、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の実施に直接必要な経費とする。(当該猫が診断の結果、既に手術済みと判明した場合、麻酔・診断等に要した費用は、補助の対象となる経費とならない。)

(補助額及び補助対象期間)

第5条 前条の経費に対する補助額は、1頭につき次に掲げる額とし、1補

助事業者につき、毎年度40万円以内において当該所要経費の額を超えないものとする。

(1) 不妊手術 1頭につき5,000円

(2) 去勢手術 1頭につき5,000円

2 補助金の交付の対象となる期間は、3年以内とする。ただし、飼い主のいない猫への不妊・去勢手術の実施状況等により知事が必要と認めた場合は、その期間を延長することができる。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、知事が毎年度別に定め、補助事業者に通知するものとする。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

4 規則第4条第2項第5号に規定する書類は、様式第2号のとおりとする。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の交付決定を受けた補助事業者は、様式第4号の請求書により補助金の請求を行うものとする。

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の取組状況について報告を求めることができる。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業実績調書(様式第6号)

(2) 経費支出内訳書(様式第6号)

(3) 支出を証する書類(領収証等の写し)

(4) 当該猫の写真(耳先カット部分が見えるもの)

(5) その他知事が必要と認めた資料

3 実績報告書の提出時期は、事業完了(当該事業の中止・廃止の場合を含

む。以下同じ。) 後 10 日以内又は 3 月 10 日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第 14 条の補助金の額の確定通知書の様式は、様式第 7 号のとおりとする。

(書類の保管等)

第12条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出等を明らかにした証拠書類を整備し、かつ、それらの書類を事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

埼玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金交付申請書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

市町村名  
市町村長名

令和 年度埼玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金の  
交付を受けたいので、下記のとおり補助金等の交付手続等に関する規則第4  
条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類  
（1）事業計画書 別添（様式第2号）のとおり  
（2）補助金所要額調書 別添（様式第2号）のとおり

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

1 事業計画

事業の名称							
事業の目的							
事業の概要							
事業実施地域							
事業完了 予定年月日	年            月            日						
実施件数	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">不妊手術</td> <td style="text-align: right; padding: 0 10px;">件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">去勢手術</td> <td style="text-align: right; padding: 0 10px;">件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">合            計</td> <td style="text-align: right; padding: 0 10px;">件</td> </tr> </table>	不妊手術	件	去勢手術	件	合            計	件
不妊手術	件						
去勢手術	件						
合            計	件						
期待される 事業効果							

2 補助金所要額調書

（単位：円）

補助対象 経費 (A)	市町村から 事業者への 補助予定額 (B)	県補助金 上限額 (C)	選定額 (D)	県補助 所要額 (E)	備考
		400,000			

注

- 1 補助対象経費（A）は、要綱第5条（1）及び（2）を上限として算出した事業費を記入すること。
- 2 選定額（D）は（A）、（B）及び（C）を比較して少ない方の額を記入すること。

様式第3号（第7条関係）

埼玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金交付決定通知書

生 衛 第            号  
令和    年    月    日

様

埼玉県知事

令和    年    月    日付け 第            号で申請のあった令和    年度埼玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額            金                            円
- 2 支払方法
- 3 交付条件

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）を行う場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

様式第4号（第8条関係）

埼玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金請求書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

市町村名  
市町村長名

令和 年 月 日付け生衛第 号で交付決定の通知を受けた埼玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 円

様式第5号（第10条関係）

埼玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金実績報告書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

市町村名  
市町村長名

令和 年 月 日付け生衛第 号で交付決定の通知を受けた埼玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金について、当該事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業完了年月 令和 年 月 日
- 2 添付書類
  - （1）事業実績調書 別添（様式第6号）のとおり
  - （2）補助金所要額調書 別添（様式第6号）のとおり
  - （3）支出を証する書類（手術証明書、領収証等の写し）
  - （4）当該猫の写真（耳先カット部分が見えるもの）



事業実績報告書

1 事業実績

事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業対象者数	
実施頭数	不妊手術 頭 去勢手術 頭 合 計 頭
事業効果	

2 補助金所要額調書

(単位：円)

補助対象 経費 (A)	市町村から 事業者への 補助額 (B)	県交付 決定額 (C)	県補助金 上限額 (D)	選定額 (E)	県補助 所要額 (F)	備考
			400,000			

注

- 1 補助対象経費（A）は、要綱第5条（1）及び（2）を上限として算出した事業費を記入すること。
- 2 選定額（E）は（A）、（B）、（C）及び（D）を比較して最も少ない額を記入すること。

様式第7号（第11条関係）

埼玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金額確定通知書

生 衛 第                    号  
令和    年    月    日

様

埼玉県知事

令和    年    月    日付け生衛第                    号で交付決定した埼玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業費補助金については、令和    年    月    日付け    第                    号で報告のあった実績報告書に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知します。

記

1	補助金交付決定額	金	円
2	補助金交付確定額	金	円
3	精 算 額	金	円